

鹿沼市ごみステーション設置基準

平成 25 年 2 月
(令和 2 年 9 月 1 日改定)
鹿沼市環境部廃棄物対策課
0289-64-3241

家庭ごみは、既存のごみステーションに出すことが原則ですが、新たにごみステーションを設置する場合は、鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、鹿沼市一般廃棄物処理要綱に定めるもののほか、鹿沼市開発指導要綱及び本基準に従って行ってください。

設置位置等について、安全で効率的な収集を行うために、事前協議をお願いします。

1. ゴミステーションの設置について

ごみステーションは、利用者等が敷地を確保して設置し、管理してください。

当該ごみステーションに関する紛争等は、すべて利用者等の責任において処理してください。

住宅地開発や集合住宅建設等でごみステーションを設置する場合は、事業者等が基準等に従い設置することも出来ます。

集合住宅の場合は、所有者及び管理者が責任を持って、入居者のごみの分別の指導とごみステーション利用等を行ってください。

設置されたごみステーションでは、自治会等の区分に限らず、利用要望のある市民の受入れをお願いします。

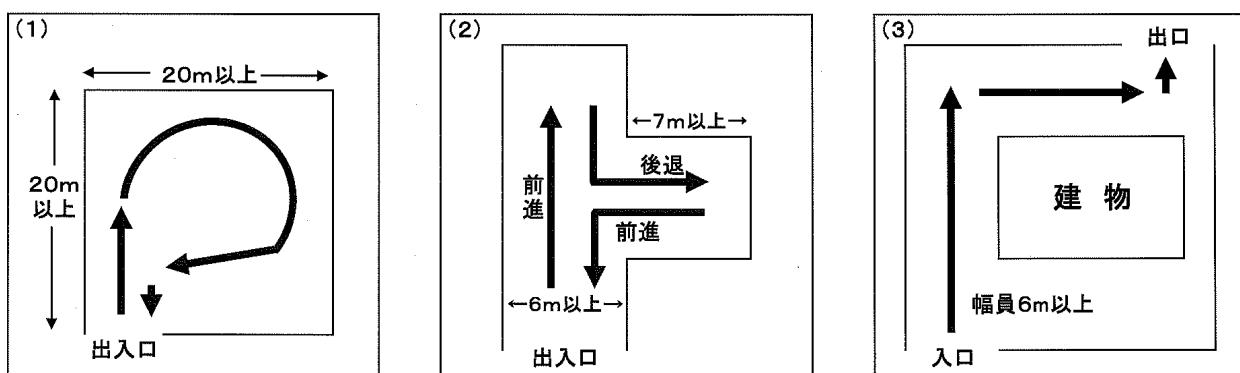
本基準の施行日以前に設置されたごみステーションについては、従前どおりとしますが、可能な限り本基準を満たすようにしてください。

① 利用世帯数について

- ・住宅が密集する地域では、25世帯以上。
- ・住宅が散在する地域では、10世帯以上。
- ・ごみステーション利用世帯が、一般住宅か集合住宅かでの区別はしないので相互に調整を図ること。
- ・利用世帯数が基準に満たない場合は、以下の条件を満たすこと。
 - (1) 8世帯以上とする。
 - (2) 周辺ごみステーションとの調整状況等報告を書面で提出すること。
 - (3) 最低でも25世帯までは、新規の利用者を受け入れること。また、敷地面積は3m²以上を確保すること。
 - (4) ごみステーションの共同利用等の同意書を提出すること。

② 設置位置等について

- ・敷地は、利用者又は申請者（事業者等含む）が調整し確保すること。
- ・申請者（事業者等含む）は、事前に利用者、近隣者、土地所有者の合意があること。
- ・歩行者、車両等の通行の妨げにならないこと。
- ・停車したごみ収集車が道路交通法等関係法令に抵触しないこと。
- ・作業中の安全が確保できると市が判断した場所であること。交通量の多い幹線道路、交差点から5m以内、カーブ、急勾配の場所には設置できません。
- ・ごみステーションの開口部がごみ収集車の停車位置側に面していること。
- ・敷地内の場合は、4トン車が容易に通り抜け、回転、方向転換ができること。



- (1) 回転のため400 m² (20m×20m) 以上の場所があること。
- (2) 方向転換のため幅員6m以上、長さ7m以上の後退で入れる場所があること。
- (3) 収集後にそのまま前進で通り抜けられること。
- ・その他、ごみ収集車による収集が容易で作業上危険な場所でないこと。

③ 敷地面積・構造・工作物について

- ・住宅地開発や集合住宅建設等では以下のとおりとし、それ以外では以下に準じるものとする。
- ・敷地面積は3 m²以上を確保すること。(最低でも25世帯のごみが収納可能なストッカーを設置すること)
- ・車両停車位置側を正面に間口3 m以上×奥行き1 m程度とすること。
- ・その内2 m²以上を可燃物置場、1 m²を不燃物置場とすること。
- ・床面はコンクリート又はアスファルト舗装とし、囲いはコンクリート製又はブロック製等にすること。
- ・ごみの飛散、散乱及び流出並びに資源物の抜き取りが防止でき、動物が入らないようにすること。
- ・可燃物置場の工作物(ストッカー)は、ごみが取り出しやすいように奥行きを短くし、開口部は、引き戸式又は開き戸式のものは高さ1.8 m以上、幅1 m以上とすること。

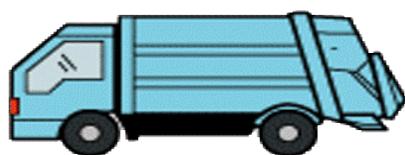
○イメージ（引き戸式）



○イメージ（開き戸式）



※開いた扉が道路等にはみ出さないこと



交差点から5m離す

間口3m以上×奥行1m程度の囲い

—2— 工作物(可燃物置場)は、2m×1m程度

コンテナ置場(不燃物置場)は、1m×1m程度

2. 申請手続きの手順

手順	ごみステーション利用者が申請する場合	開発業者等が申請する場合
1	利用者等が条例等の設置基準に基づき場所を選定し、事前に市に協議する。	開発業者が「鹿沼市開発指導要綱」等に基づいてステーションの設置を市に協議する。
2	<u>利用世帯数が基準に満たない場合</u> には周辺のごみステーションとの調整状況報告書を書面で提出する。	<u>利用世帯数が基準に満たない場合</u> には周辺のごみステーションとの調整状況報告書を書面で提出する。
3	協議図面等で確認し、設置が妥当であるときは、市は承認し、設置申請書を交付する。 <u>利用世帯数が基準に満たない場合</u> には、ごみステーションの共同利用等の同意書を提出する。	設置が妥当であるとき、「都市計画法第32条の規定に基づく事前協議書」を開発業者に提出させる。 <u>利用世帯数が基準に満たない場合</u> には、ごみステーションの共同利用等の同意書を添付する。
4		ステーションの設置に係る「協定書」を作成し、開発業者と取り交わす。
5		【開発行為の実施】 事前協議が終了し、開発等が許可される。 (図面等に基づき施工を行う。)
6		【開発完了検査】 ① 設置基準及び開発業者の図面等に基づき、適正に施工されているか確認する。 ② 施工が適正であるとき、設置申請書を交付する。
7	① きれいなまちづくり推進員の確認を受ける。 ② ステーション管理者を決定する。 (管理者は、利用者とする。ただし集合住宅等では、所有者または日常管理権限を有する者も可とする) ③ 申請書を作成する。(要: 推進員の確認印)	【開発完了検査終了後】 ① きれいなまちづくり推進員の確認を受ける。 ② ステーション管理者を決定する。 (管理者は、利用者とする。ただし集合住宅等では、所有者または日常管理権限を有する者も可とする) ③ 申請書を作成する。(要: 推進員の確認印)
8	市に申請書を提出する。 原則として収集開始日は月曜日とし、申請から収集開始まで約10日程度を要する。	
9	市が設置基準等に基づき、当該ステーションの場所を確認・審査する。	
10	収集開始日を決定のうえ、ステーション表示板等を交付する。 管理者は、利用者に「家庭ごみの分け方・出し方」を配布すること。	
11	収集開始	

鹿沼市ごみステーションの管理

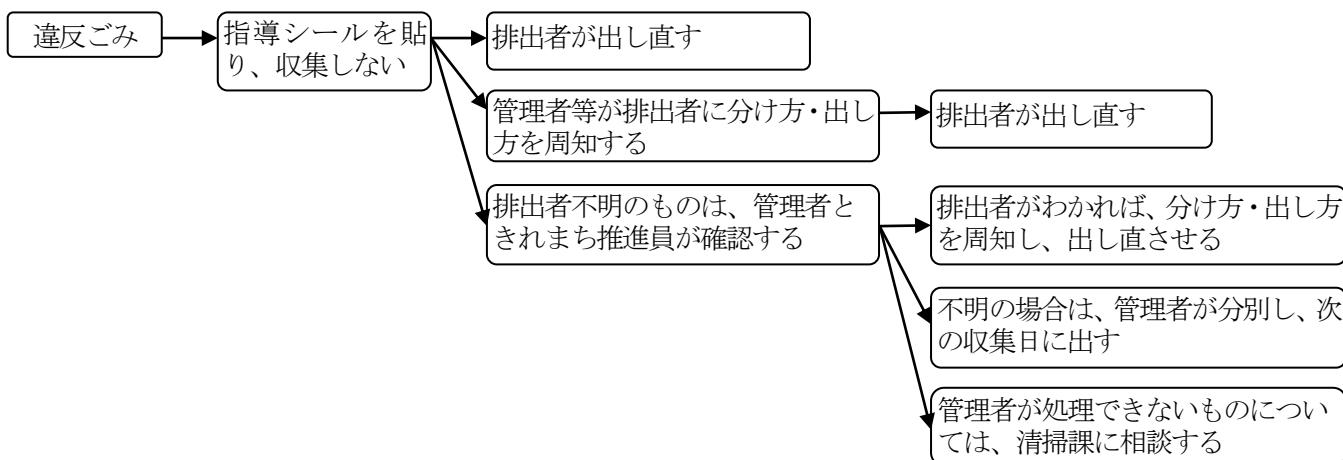
1. 日常的な管理方法

- ①ごみステーションの利用にあたっては、利用者の中からごみステーション管理者を選び、利用者が共同して清掃管理を行ってください。ただし集合住宅等では、所有者またはごみステーションの日常管理の権限を有する者を管理者とすることも出来ます。
- ②ごみステーション管理者が変更になった場合は、速やかに変更届を廃棄物対策課へ提出してください。
- ③燃やさないごみなどを入れるコンテナは、ごみステーションの利用者が用意してください。
- ④きれいなまちづくり推進員には、担当地区のごみステーション管理者と利用者のご指導をお願いします。

2. 違反ごみの処理方法

- ①ごみステーションに違反ごみが出されたときは、収集受託業者等が指導シールを貼り収集しません。排出者が違反を確認するまでの期間としてそのままステーションに置く場合もあります。
- ②排出者は違反内容を是正して出し直さなければなりません。管理者は、利用者へ指導等をお願いします。
- ③違反ごみが是正されない場合は、管理者等は、きれいなまちづくり推進員と協力して、違反ごみを確認し、排出者がわかれれば、分け方・出し方を周知して出し直させてください。不明の場合は、管理者等が分別し、収集日にごみステーションに出し直してください。
- ④ごみステーション管理者等では違反ごみの処理が困難なときは、きれいなまちづくり推進員または廃棄物対策にご相談ください。

【違反ごみ処理の流れ】



3. ごみステーションの設置変更（移設、廃止）

ごみステーションの設置を変更する場合は、「ごみステーション設置基準」に基づき、廃棄物対策課に事前協議してください。

- ①ごみステーションの設置場所を利用者の利便性などの都合で変えたい場合は、利用者の代表が申請人となり、ごみステーションの設置基準等に従い、ごみステーション設置変更申請書を廃棄物対策課に提出してください。
- ②ごみステーションの隣地の住民、あるいは底地の地権者は、自己都合その他の理由でごみステーションの移設を希望する場合は、ごみステーションの管理者や利用者に直接交渉するか、またはきれいなまちづくり推進員に相談して移設先を選定し、利用者の代表等からごみステーション設置変更申請書を廃棄物対策課に提出してください。
- ③ごみステーションが道路拡幅や区画整理工事で移設する場合は、事業主体からごみステーション設置変更申請書、施行業者から工事届出書を提出してください。
- ④利用者の要望でごみステーションを廃止する場合には、ごみステーション設置変更申請書により廃止として廃棄物対策課に提出してください。

【抜粋】

鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(一般廃棄物を保管する場所)

- 第3条 条例第4条第2項の一般廃棄物を保管する場所(以下「ごみステーション」という。)を設置しようとする者は、ごみステーション設置申請書(様式第1号)により当該ごみステーションの管理者及び利用者名簿(様式第2号)を添付して申請し、市長の指定を受けるものとする。
- 2 市長は、ごみステーション設置の申請があったときは、他のごみステーションの位置、設置予定場所の交通状況、当該ごみステーションの構造その他の事項を審査し、適当と認める場合には、ごみステーションとして指定することができる。
- 3 前項の規定による指定を受けたごみステーションの管理者は、保管する一般廃棄物が飛散し、散乱し、及び流出しないような方策を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市長は、ごみステーションの管理に関して、当該ごみステーションの管理者に期限を定めて必要な指示を行うことができる。
- 5 この規則に定めるもののほか、ごみステーションの指定に関し必要な事項は、市長が定める。

鹿沼市一般廃棄物処理要綱

(ごみステーションの設置)

- 第3条 市長は、次に掲げる基準により規則第3条第2項の規定による審査をしたときは、ごみステーション申請審査結果通知書(様式第1号)により当該審査の結果を通知するものとする。
- (1) 当該ステーションの設置が、歩行者及び車両等の通行の妨げにならない場所であり、交差点から5メートル以上離れていること。
- (2) 収集車による収集が容易な場所であること。
- (3) 当該ステーションを設置しようとする場所の土地の所有者が、その設置に関して同意していること。
- (4) 当該ステーションの利用を予定している者の全てが、その設置に同意していること。
- (5) 当該ステーションを利用しようとする世帯が、住宅が密集する地域にあってはおおむね25世帯以上、住宅が散在する地域にあってはおおむね10世帯以上であること。
- (6) 当該ステーションが、事業活動に伴う廃棄物の保管の用に供さないこと。
- (7) 当該ステーションの構造が、ごみの飛散、散乱及び抜き取りを防止するための配慮がなされていること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準に適合すること。
- 2 前項の審査の結果、規則第3条第2項に規定するごみステーションの指定を行った場合には、市長は、当該ステーションを識別する番号を付してごみステーション台帳を調製するものとする。
- 3 鹿沼市開発指導に関する施行規準に定めるところによりごみステーションを設置するときは、開発事業者がその設置を申請することができるものとする。

(ごみステーションの改善)

- 第4条 規則第3条第3項の規定に違反し、又は前条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、市長は、規則第3条第4項の規定により、ごみステーション管理改善指示書(様式第2号)により当該ごみステーションの管理者に改善の指示を行うものとする。
- 2 前項の指示にかかるわらず、指定した期限までに管理の改善がなされないときは、市長は、ごみ収集中止予告書(様式第3号)により当該ごみステーションにおける収集の中止を通知するものとする。
- 3 前項の通知で予告した期間を経過したとき、なお第1項の指示による改善がなされないときは、市長は、当該ごみステーションにおける収集を中止し、規則第3条第2項の規定による指定を解除するものとする。